

新築	福井県産材の定義	原則は生産、乾燥、加工までをすべて県内で実施した木材を県産材と定義する ただし、理由があれば都度相談（県内での加工ができない等）
	対象の住宅	県産材を1m ³ 以上使用し、かつ、品質を表示した県産材柱を30本以上使用する住宅
	申込の時期	申込は、上棟の14日前までに行う
	申込先	福井県木材組合連合会 福井県福井市合島町3号1番地
	交付申請書を提出してから入金までの期間	およそ1か月から2か月 しかし、書類の修正や立て込んでいる場合は2か月以上かかることもある
	申込は誰が行うのか	工事請負業者が行う
	受理結果通知前に事業着手しても良いか	結果通知前の着工は認めない 審査は、申込→審査→結果通知書送付→事業着手 の順になる
	以前も申込をしたが、もう一度申込は可能か	別物件であれば申込可能
	県外の住宅でも可能か	県外の住宅は対象外
	増築や改築は対象か	台所、便所等の水回りが独立しており、独立した生活を営むことができるものであれば対象
	住宅がある敷地に新たに住宅を建てる場合、対象か	台所、便所等の水回りが独立しており、独立した生活を営むことができるものであれば、可能 付属しているものと捉えられる場合は、補助1年経過後からリフォームとして申込可能となる
	同一敷地内の別物件は、申請可能か （もう一軒は補助済）	台所、便所等の水回りが独立しており、独立した生活を営むことができるものであれば、可能 付属しているものと捉えられる場合は、補助1年経過後からリフォームとして申込可能となる
	瓦/和紙のみの補助は可能か	不可。県産材を使用することが条件のため、瓦/和紙のみの補助はできない
	店舗等兼用住宅は対象か	延床面積に対する住宅部分の面積の割合が50%以上であれば対象 （廊下や便所等の共用部分については住宅とみなして面積に算入可能） ※店舗の面積割合が大きい場合は、別事業「あふれる街づくり事業」を活用可能
	他の補助金と併用可能か	下記の場合は、併用可能 ・本事業との併用が認められている事業 ・本事業と補助対象が明確に異なる事業 ただし、補助金によって併用可否は異なるため、不安がある場合には県産材活用課まで問い合わせること
	下請けが申請することは可能か	可能 下請けが申請する場合は、契約書および承諾書を施設の管理者分に加えて、元請け会社のものも添付する必要がある
	補助金の額はどのように算出するのか	県産材使用量に応じて1m ² 当たり2万5千円を乗じた金額となる（上限50万円）
	所有している森林の木を使用したいが可能か	可能 伐採届または伐採地や伐採量について、立木の所有者が発行する証明書を提出すること（任意様式） 所有者と伐採事業者の間で、伐採の委託契約を締結している場合は、その契約書の写しを添付すること
	県産材住宅コーディネーター、県産品活用推進センターの会員が分かる書類の提出方法	コーディネーター証や各団体の会員証のコピー等
	県産材住宅コーディネーターになるにはどうしたらよいか	例年9～12月頃に4回行われる研修を受講した者に県産材住宅コーディネーター証を交付 研修参加希望の場合は、一度、県産材活用課まで問い合わせること
県産品活用推進センター会員になるにはどうしたら良いか	県産品活用推進センターの正会員団体（木材組合連合会、建築組合連合会、建築士協会等）の会員であること 県産品活用推進センターの概要 福井県県産品活用推進センター オフィシャルサイト 個人としての会員を希望する場合は、県産品活用推進センター（事務局：福井県建築士事務所協会）に会員申込を行い、会費を納入すること 詳細は、事務所協会に確認すること	
変更届が必要なきはどんな時なのか	補助金額が30%以上増減するとき （例）申込時は10m ² ×25,000円＝補助金250,000円 ⇒250,000円×30%＝75,000円以上の増減がある場合に変更届が必要	
中間確認は行われるのか	申込後の審査と併せて、中間確認対象住宅を抽出により決定する 中間確認を実施する場合は、中間確認実施決定通知書が送付される	
補助金は誰に支払われるのか	補助金は申込者である工事請負業者に支払われる 補助金の受領については県として指定するものではないため、相手方と話し合って決めてもらえば良い	